

公的病院における受動喫煙防止対策の推進について

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた当局あっせんに対する改善措置状況—

中国四国管区行政評価局は、公的病院における受動喫煙防止対策の推進に関する行政相談を受けて、関係機関等を調査の上、行政苦情救済推進会議（座長：川内 嘉^{かみ} 広島修道大学教授）の検討結果を踏まえ、敷地内全面禁煙を実施していない4病院に対し、改善を検討するよう平成25年3月にあっせんを行い（同年3月22日公表済み）、同年4月にこれら4病院からあっせんに対する回答（同年5月17日公表済み）を受けています。このたび、その後の改善措置状況について4病院に確認したところ、以下のとおり回答がありました。

◆行政苦情救済推進会議とは

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と考えられる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立的かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談】

公共施設の禁煙対策は相当進んだが、病院の中には、未だに敷地内に屋外喫煙所を設置しているところがあり、通路のすぐ近くに設置され、しかも周囲から遮蔽されていないため、通行人が受動喫煙するおそれのあるものがある。健康を回復し維持するために利用する病院で健康被害に遭うのは割に合わないので、病院における受動喫煙防止対策を推進してほしい。

【当局あっせん内容、あっせんに対する4病院の回答内容及びその後の改善措置状況】

当局あっせん内容 (平成25年3月22日)	あっせん 対象機関	今回確認した改善措置状況 (平成25年10月～11月)	備考
各病院は、受動喫煙の防止及び喫煙による健康被害を防止する観点から、次の措置を講ずることについて検討する必要がある。 ① 敷地内全面禁煙とすること。 ② 敷地内全面禁煙に移行するまでの措置として、屋外喫煙所から流れ出るたばこの煙により、当該喫煙所付近の通行者等が受動喫煙の被害を受けることのないよう、屋外喫煙所の位置、構造等の見直しを図ること。	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	新病院建替工事竣工後の平成26年6月を目途に敷地内全面禁煙とする予定に変更はない。 なお、屋外喫煙所は、既に回答したとおり、平成25年4月15日に機能訓練室東側の奥まった場所に移設済みである。	左欄の内容は、当局あっせんに対する平成25年4月の回答内容と同じ。
	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	平成25年7月1日から敷地内の完全禁煙を実施し、また、2か所の屋外喫煙所も撤去・取壊し済みである。	同上
	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	① 平成25年9月1日から敷地内全面禁煙を実施した。 ② 2か所の屋外喫煙所については、平成25年8月31日をもって撤去した。	同上
受動喫煙の防止及び喫煙による健康被害を防止する観点から、敷地内全面禁煙の措置を講ずることについて検討する必要がある。	国立大学法人広島大学病院	広島大学安全衛生管理委員会において協議した結果、病院の敷地内にある指定喫煙所を平成26年3月末までに撤去・廃止することとし、病院敷地内を全面禁煙とすることを決定した。	当局あっせんに対する平成25年4月の回答では、安全衛生管理委員会で審議し、9月に結論を出す予定としていた。

